

令和2年度 第2回 愛知県障害者自立支援協議会 議事録

令和3年3月18日（木）

愛知県障害者自立支援協議会

令和2年度 第2回 愛知県障害者自立支援協議会 議事録

1 日時

令和3年3月18日（木）午後2時から午後4時25分まで

2 場所

オンライン開催

3 出席者

岩田圭司委員、江川和郎委員、大石明宣委員、岡田ひろみ委員、
木本光宣委員、小島一郎委員、神野智恵子委員、鈴木智敦委員、高橋脩委員、
坪井重博委員、手嶋雅史委員、長坂宏委員、中住正紀委員、長谷川宏委員、
牧野昭彦委員、松下直弘委員、渡邊久佳委員 17名

(事務局)

障害福祉課長ほか

(傍聴者)

なし

4 開会

<障害福祉課長挨拶>

<委員紹介>

<資料確認>

高橋会長

皆さん改めまして、こんにちは。

本日はお忙しい中、愛知県障害者自立支援協議会に御出席いただきありがとうございます。昨年10月に委員改選がありオンラインになりますが、初めての会議開催となりました。新たな委員もおられますので、この協議会の趣旨を改めて説明させていただきたいと思います。この協議会は設置要綱にもありますが、愛知県における障害のある方々への地域支援体制の整備、充実を図ることを目的としております。

関係機関関係者が一堂に集い情報を共有し連携の緊密化を図るとともに、地域福祉の推進に必要な人材育成や支援サービスの整備等の諸課題について幅広く協議を行う場

であります。委員の皆様方におかれましては、その趣旨を御理解いただき会議が充実したものとなりますよう御遠慮なく御意見をいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

本日の会議の内容は皆様のお手元の次第にありますように議題が大きく分けて2件、報告事項2件となっています。なお、会議の最後に新型コロナウイルス感染症について意見を交換する時間を少し取りたいと思っています。関連する御質問や御意見等がありましたらよろしくお願いいたします。

今回は初めてのオンライン会議であり委員の皆様方の御協力をいただきまして、スムーズに会議を進めていけたらと思っておりますので何卒よろしくお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。

まず議題の1、愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況についてのうち、人材育成部会から始めたいと思います。小島部会長、よろしくお願いいたします。

議題

(1) 愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況について

ア 人材育成部会の活動状況について

人材育成部会小島部会長

時間が押しているようなので、できる限り簡単に報告をさせていただきたいと思えます。資料1の1枚目と2枚目が人材育成部会の報告内容となります。

部会自体がコロナの関係で、今年度まだ1回しか開催されておらず、年度内に2回目を書面開催するという事にはなっていますが、1回目の部会の方ということになります。

1つ目の議題が、市町村における障害福祉従事者向けの研修実施状況についてということです。昨年度、人材育成ビジョンを策定して、特に講師養成の事と、それから受講する立場の方が、先を見通した研修を受けていけるということを柱にビジョンを策定しておりますが、そのビジョンを策定した後の検証や見直しということで、県の研修と、市町村や圏域の研修とどのように関連付けていくかという意見交換を行っています。

市町村ですとか、圏域の研修の内容として、どのようなものを盛り込んでもらうと、連携が良くなるのかということを整備していければいいのではないかと意見も出ております。

それから議題の2つ目、サービス管理責任者等研修の演習講師の確保についてです。カリキュラムが変わってきまして、日程などが多くなっているという話はこの間ずっとしてきておりますけれども、当然それに伴って、演習講師、グループを担当する講師の数も必要な数が増えてきておまして、特にサービス管理責任者等の研修の方での不足が目立ってきております。現状のところにありますように、新たな演習講師を最低でも

30人増員する必要があるという見通しも出ておりますので、どう確保していくかということ、今後いろいろ意見を出し合いながら考えていくところです。議題としては2点、以上です。

2枚目に今年度の研修事業の受講状況について、数字が出ております。受講者の数については御覧いただいたとおりですけれども、冒頭でもお話がありましたように、どの研修事業も今年度コロナの影響を受けております。資格研修ということで言いますと、相談支援の方は、結果的に現任研修が今年度中止になりまして、来年度に今年度分を持ち越すということになっています。初任者研修については、講義を収録しまして、オンラインで配信するという形をとりました。

演習は、感染防止を行って対面で行っていますけれども、行う中でいろいろと今後に向けて課題がでてきているところであります。

サービス管理責任者等研修については、部会自体が開けていない関係で、実施状況が共有できておりませんので、可能な範囲で事務局から御報告いただければありがたいと思っております。とりあえず報告としては以上です。

高橋会長

事業は人なりと言いますけれども、人材育成は極めて重要であります。ただいまの御説明について御質問や御意見、どなたかありませんでしょうか。松下委員よろしくお願ひします。

松下委員

初めにですけれども、委員の皆さんくらい画像を映していただいて御議論いただいてもよろしいんじゃないかと思っておりますので、御提案をまずしたいと思っております。その上で小島さんの今のお話を受けて、各市町村の研修体制ですけれども、昨今研修が非常に充実している一方で、重なってきているところもありますので、少し県がやるべき研修、それから市町村がやるべき研修、それから団体に任せでも大丈夫な研修ということで、整理をしていくことも必要ではないかというふうに感じました。

併せて、市町村単位では、自治体規模によっては、単独開催が厳しい、或いは事業所数によって難しいということもあり得ますので、単独でできる自治体は、お願いをするとして、圏域単位で実施をするということもモデルというか案としてお示しいただくと良いのではないかなというふうに感じました。

そしてサービス管理責任者の養成研修ですけれども、現在は私も基礎研修、更新研修と、担わせていただいておりますけれども、今、小島さんの話の中からも講師の確保のお話がありました。来年度ですけれどもサービス管理責任者だけで基礎研修に更新研修、ここに実践研修が入ってきますので、ざっと考えて4,000人ほどの受講者を対象として考えなくてはいけないだろうというふうに試算しています。そうすると、今のような年

度の後半にぐっと集まってしまう状況では、十分に講師陣の時間を取ることが難しいというふうに考えています。ですので、次年度につきましては、当初から、1年間の12ヶ月をイメージした開催のスケジュールを考えていく必要があると思っています。

そして、オンラインで開催をするということをこの先どのように考えるかというのが、大事な要素かなと思っています。開催をしてきていますけれども、概ねアンケートを見ると、コロナ禍の中で、事業所を離れる必要がなかったということで評価は高く出ています。

一方で、オンラインに不慣れな方にとっては受講効果が高くなかったという答えも出てきています。

こういった中で、オンラインであっても、やはり人材育成を継続していくということを位置付けていくためには、ファシリテーターや講師だけではなく、オンライン研修をうまく運用できる人材の確保と育成、これをしていかなければ難しいだろうなと思っています。

現状ですと、特定の方にはかなりその仕事が集中してしまっていて、法人・事業所業務にも影響が出ていますので、このあたりの育成も年度前半にできれば、ファシリテーターとオンラインの運営者の育成、こちらも盛り込んで考えていただければいいのではないかなと思いますので御提案を申し上げたいと思います。以上です。

高橋会長

この件について部会長さんの方から何かコメントありますか。

人材育成部会小島部会長

3つお話があったと思うのですが、1点目の研修の整備のことはおっしゃるとおりで、資格研修のカリキュラムが変わったことがありまして、その分、中身が充実したテーマと、少し以前よりはトーンダウンしたテーマというものがはっきりしてきているというふうにも思っております。そのため、県の研修としてやるべき部分と、トーンダウンし各論に入ったようなところは市町村ですとか、圏域で行ってもらえるように、明確にしていくということが大切だと思いますし、松下委員のお話もあったように、被っている内容ということがあろうかと思います。地域の規模の方でもあると思いますので、こうしたところを整備していけたらいいのかなというふうに考えています。

それから、サビ管研修の演習講師の話はお話にあったとおりで、確かに確保のことと日程のことも関係するのかなというふうに改めて思いました。

最後、リモート研修のことについても、私も相談支援の方の研修で、講義の収録など初めて関わってきましたけれども、講師さんによって、やはりリモートで収録することにも抵抗があったという方もお見えになりました。

一方で受講の方も、パソコンの画面で1日、講義を聴くのは大変だったかと思うので

すが、一方で演習をしていて、しっかりと演習につながるキーワードを、頭に残った状態で臨んでいただけるなという、メリットのところも感じております。

今後コロナの対策は来年度も続くかと思うのですが、さらにその先を考えた時に、リモートのどの部分が今後生かしていく部分で、どの部分が対面でしっかりとこのままやっていくべきなのかというところの整理も必要なかと考えております。以上です。

松下委員

人材育成は重要案件だと思いますので、団体としても、ぜひ御協力させていただければと思っています。よろしくお願いします。

高橋会長

では部会長よろしくお願いします。他に御意見、ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

なかなかオンラインの会議で、御意見もおっしゃりにくいかもしれません。もし他に御意見がおありでしたら、また後日、文書でもいいので事務局の方に御意見をお寄せいただければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは次に移らせていただきたいと思います。

次は、地域生活移行推進部会に移ります。長坂部会長、よろしくお願いいたします。

議題

(1) 愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況について

イ 地域生活移行推進部会の活動状況について

地域生活移行推進部会長坂部会長

地域生活移行推進部会の検討状況等の報告をさせていただきます。

検討事項としては福祉施設入所者の地域生活移行についてということで、部会の方は2回開かれました。資料2の3ページのところに書かれておりますけれども、1回目の部会は集合形式で行うことができました。事務局からの報告がメインで、精神障害者の地域移行支援について、それから地域生活支援拠点等について、そして、福祉施設入所者の地域生活移行についてという3つの報告でしたが、その中で地域生活支援拠点等についてが話し合いになりました。経緯のところを見ていただくと分かるかと思いますが、令和2年度までに市町村において地域生活支援拠点等を整備することが掲げられておりましたが、令和2年4月1日時点の調査では、地域生活支援拠点等を整備済みと回答したのは、54市町村中22市町村ということで、令和2年度末までに整備予定24市町村と合計46市町村となっていて、目標達成は困難な状況だということが事務局から報告がありました。これを受けて話し合いをしました。

その結果ですがそこにありますように、主な意見というものがこのような形で出ました。

整備済みのところについてはやはり形だけではなくて、きちんと機能しているかどうか確認する必要がある、これが令和3年度の取組に繋がっていくと思うのですが、一番のポイントとしては令和3年度以降の取組として、これも後でまた事務局の方から報告があるかと思いますが、第6期障害福祉計画案では年1回以上の運用状況の検証・検討が掲げられています。ですので、市町村において検証状況を把握すると共に、その検証する上でポイントとなる指標を、これを市町村に示すことができるように、市町村からの情報収集を行いながら、進めていきたいと考えています。この指標に関しては、すでに各市町村とか圏域で、持ってみえるところもあります。一方まだ整備できてないところもありますし、そういう指標を持っていないところもあるということを知っております。

第2回の部会はWebでの開催でした。

実はこの部会を開催する前に、部会の委員の方から、東浦町のグループホームで発生した虐待事件を受けてということで、グループホーム整備促進支援制度そのものについて、検討が必要だという意見が出ました。それを受けて第2回の部会では、グループホーム整備促進支援が議論の中心になりました。これは、当部会からできた一つの事業でありましたので、これについてもう一度、見直しを含めて話し合いをすることになりました。ちなみに、今年度はコロナの影響で、このグループホーム整備促進支援制度は中止されております。

話し合いの中で2つ象徴的な意見がありました。1つは、グループホーム整備促進支援制度という名称そのものを変えたほうがいいのかということ。やはり量的に数を増やしていこうじゃないかと捉えられてしまうこともあるので、質の方にもっとシフトしていかなければいけないということで、名称を変えたほうがいいのかということです。もう1つは、虐待防止のためには環境、専門性、意識、思想、これが重要だということ。環境に関しては虐待を起こせない、或いは仮に起きたときは、対応できるシステムそのものがやっぱり必要なのでそのようなシステムを考えていかなければならないという、話し合いが行われました。それを受けて、来年度令和3年度以降の取組としては、改めてグループホーム支援コーディネーターさんと連携を密にして、今回の話し合いをコーディネーターさんたちに伝達するとともに、資料にありますように①②③ですが、特に②ですね、もちろん虐待はグループホームだけで起きているわけではありませんけれども、グループホーム整備促進支援制度の要であるコーディネーターさんたちをお願いしたいところとなっております。虐待を防止するために管理者や世話人を対象に、虐待防止の取組について学んでもらう機会を検討するというので、もちろん県の方の虐待防止研修等もリンクしてくるかと思いますが、このようなことを来年度検討していきたいという、そのような話し合いが行われました。報告としては以上で

す。

高橋会長

2点について御報告をいただきました。

特にグループホームについては、量も大事だけれども、これから質を考えていかなければいけないと、そのとおりにかなと思ったりもします。

この2点について、皆さん、御意見や御質問がありましたら よろしく願いいたします。

それでは松下さん、よろしくお願いします。

松下委員

地域生活支援拠点のことから、お話をさせていただきたいと思います。

長坂さんからのお話がありましたけれども、すでに先行して自己検証に取り組んでいる自治体がございますので、複数年取り組まれている成果がきっとあると思います。ぜひそこをベースにしていきながら、それぞれの自治体でもどこを中心にその事業を進めていけばいいのかという、目標にもなるかと思っておりますので、ぜひその知見を集めて、県下に周知していただけることをお願いしたいと思うことと、それから設置が難しいと言われている自治体に関しては、もしかしたらその自治体の規模の問題もあつたりするのかもしれないので、圏域での整備であつたりとか、一定アドバイスができるような体制があるといいのかなというふうにも思いました。

それからグループホームのことですけれども、本会としても大変重篤な問題であつたというふうに捉えております。

研修についても権利擁護の研修を、年が明けて以降も、積み重ねておりますので、県の取組とあわせて団体としてもぜひ協力できることがあるのではないかと思いますので、共同でできればいいのかなと思っておりますし、今回の事案はグループホームだけの問題でなく業界全体の問題として捉えなくてはいけないなというのは、私どもも思っておりますので、障害福祉全体の問題として、会としても取り組んでいきたいと思っております。

一方で、グループホームの整備につきましても、現状日中サービス支援型グループホームの設置数の増加スピードが非常に顕著で、やや心配をしているところもあります。

支援力をあまり伴わない人材を確保することで、設置数を増やすというようなやや乱暴な感じにも感じる場所がありますので、こういった事業所とどう繋がって、サポートしていくことができるのか、人材育成ができるのかということが難しい課題かなと、つまり、学んでいただきたい事業所ほど、研修に御参加いただけないという事実があるということです。この辺りがやらなくてはいけないだろうという課題と捉えています。

そして、2040年問題と言われておりますけれども、福祉や医療関係を必要とする方達が多くなるのに対して、従事者の数が十分確保できない時代が来ると言われている中

で、障害福祉全体が人材確保に向けてどう捉えていくのか、どうアクションを起こしていくのかということは、決してグループホームだけの問題ではないかなと考えており、ここだけでも県、或いは関係の皆さんと一緒に考えていかなくてはいけないかなと捉えていますので、また部会の御協議、題材として取り上げていただければいいと思います。

高橋会長

長坂部会長、今の御発言に対していかがでしょうか。

地域生活移行推進部会長坂部会長

とりわけ、当部会でも日中サービス支援型でのグループホームが増えているということで、質を度外視してというか、営利目的の感じでホームを建てている団体だとか、会社が増えてきていてというのは問題になっていて、話し合われたところでもありましたので、そういうところこそ、こういう研修とか、グループホームの整備促進の説明会におそらく来てないというところもありますので、注意して見ていきたいと思います。それから知的障害者福祉協会、この連携については非常に深く関わるところです。そのグループホームの世話人等確保事業というのは、福祉協会さんの方に県が委託して取り組んでいるところであり、部会との関連の深い事業です。実際、今年この場ではありましたが、これで2回の部会の時点では、予定が16社あるうちの2ヶ所そういう状況の中でも、確保事業を行うというような報告を受けておりますし、当法人の方もこのグループホーム世話人等確保事業という取組をさせていただいておりますので、これからも知的障害者福祉協会様とは連携してしっかり取り組んでいきたいなと思いました。以上です。

高橋会長

それでは岡田さんよろしく申し上げます。

岡田委員

グループホームの整備促進支援制度について第2回の部会のことについて、お話したいのですが、東浦町のグループホームで虐待事件があったのですが、愛知県において障害者虐待の件数は、養護者、親からの虐待が一番多くというふうに出ていて、その次は施設での虐待ということで、やはりグループホームとか施設の虐待は表に出にくいという状況があるのではないかなというふうに感じております。

もちろん、グループホームを運営している団体や世話人さん自体は一生懸命やっただいて、十分やっただいては思いますが、やはり今回の虐待がなかなか表に出なかったという状況があるので、その辺を、これからの課題としてどのようにやっていただけるかということをお願いしたいと思っています。以上です。

地域生活移行推進部会長坂部会長

大切な御指摘いただいたと思いますが、当部会だけの力では、できることではないと思いますし、いろんな各種団体、機関と連携して取り組んでいかなければならないと思います。先日の愛知県の開催した職員向けの虐待防止研修でしょうか、その中でもたくさんの数字が示されておりましたので、この部会だけでということではないと思いますので、いろいろ県の行政の中でも、役割や担当するところが分かれていますので、そこが連携し繋がっていくことで取組ができるのかなというふうに思います。あとは事務局の方から何かあればと思いますが、よろしくをお願いします。

高橋会長

当然、事務局の方でも把握してみえる内容だと思しますので、もしよければ事務局の方から、どなたか御発言があるといいのかなと思います。

障害福祉課渡辺担当課長

虐待防止の関係でございます。

県の方といたしましては、再発防止に向けまして、まずは先ほど長坂部会長からも話がありましたが、県内施設等の職員に対する虐待の知識・意識の向上を図りたいということで、まず始めとしましては、国が作成したマニュアルを、改めて周知徹底し、再発防止と注意喚起を要請いたしました。

次に、今月3月12日のことでございますが、障害福祉サービス事業所等、設置者管理者のための施設職員研修をオンラインで開催いたしました。これにつきましては2022年以降も、継続して実施したいと考えております。

また、虐待防止に関する広報啓発ということで今後の取組でございますが、リーフレット等の配布でありましたりとか、ホームページの掲載、また愛知県障害者虐待防止・差別解消推進協議会がございますので、こちらを継続実施していく中で、警察であったりとか、医師会、病院協会等での意見交換を通じまして、円滑な協力関係の構築を考えております。

また、県と関係市町村も連携協力でございますが、虐待の認定につきましては、法のスキームといたしましては、支給決定をする市町村は虐待の認定権限を持つわけでございます。こちらが複数の市町村から来られているという形になりまして、こういう認定権限を持つ市町村も複数発生といいますか存在いたします。県の方といたしましては、施設所在市町村を含めた市町村相互間の連絡調整を、強化する必要があるというふうに考えておまして、市町村からの虐待の認定報告に対する取組でございますが、ケース会議を開催したりとか、今までも実施しておりましたが、県の嘱託弁護士への相談、市町村実務担当者会議の開催などを通じまして、虐待防止、再発防止に向けて取り組んで

いきたいと思いますので、関係法人の方それぞれ連携を取りながら進めていきたく思いますので、よろしく願いいたします。私の方からは以上でございます。

障害福祉課加藤課長

今、長坂部会長からまたお話もありましたが、障害者虐待は絶対あってはならないことだということで、私どもも考えております。今後、ぜひこの自立支援協議会、地域移行部会の方とも連携をさせていただき、また先ほど松下委員の方からもお話がありましたが、知的障害者福祉協会、皆様とも連携して、関係者で力を合わせて、虐待防止、本当に再発防止に、しっかり取り組んで参りたいと思いますので、皆様の御協力、御支援をいただきたいと、この場を借りてお願いを申し上げます。よろしく願いします。

牧野委員

実は同じく社会福祉法人の理事長をやらせてもらって、今回のその東浦町のグループホームのことが非常に問題になっているということは事実です。

私が今、法人改革を中でやっています、これからどうなるかということは分かりませんが、いい結果になることだけは期待できます。それは、職員全員が勉強会をやって、スキルを上げていって、自分たちの仕事場が障害者を支えているんだということで、それを第一に今やっています。

そういってもコロナの中、落ち着かない行動をする人も出てきましたので、そこへの相手も私も今動いていますけど、やはり勉強会と言うと、それともう一つは、これから職員そのもののレベルを上げていかないと先が見えないし問題が起きますので、社会福祉法人もグループホーム、いわゆる同じ考え方でと言うと経営するのがもう非常に大変なことになってきています。重度の障害者グループホームを2つほど作りましてやっていますけど、その程度の障害者のグループホームだけでは、当法人にとっては赤字なのです。

こういう問題もありますので、やっぱりもっともっと勉強してこれを解決していきたいと思います。先ほど加藤課長からもありましたように、グループホームをどうやって作ったらいいかと、やっぱりそんなに作れないと。作れるお金があっても人材が集まらないと。経営理念になってしましますが、そういうところがありまして、これからも教育していきますけど、大変な問題を抱えているのだということは分かりました。以上です。

高橋会長

それでは途中で出ておりましたけれども、関係団体等ともしっかりと連携をし対応をお願いしたいと思います。

また、何を始めるにしても、現状の把握、そして問題の整理というものが最初になり

ます。このグループホームの急増と質の問題は、どうも様々な問題が山積しているような感じがします。まずは現状と問題をしっかり把握していただき、その上で対応を皆さんで考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

次は、これも重要な課題ですけれども、医療的ケア児支援部会に移りたいと思っております。この件については事務局の方から御報告よろしくお願ひいたします。

議題

(1) 愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況について

ウ 医療的ケア児支援部会の活動状況について

障害福祉課医療療育支援室重症心身障害児者支援グループ大谷室長補佐

それでは、A3の資料の4ページ目にございます資料の3を御覧ください。

令和2年度、医療的ケア児支援部会の開催結果についてですが、今年度は医療的ケア児支援部会を、第1回目は12月に書面会議、第2回目は2月にWeb会議により開催をしております。

第1回医療的ケア児支援部会では、議題2件、報告事項が1点ございました。議題の1つ目が、令和2年度医療的ケア児者支援社会資源現況調査の案についてです。前年度に、医療的ケア児の実態調査ということで、医療的ケア児御本人と、御家族の方への調査を実施し、現状等困りごとなどについてお尋ねしました。今年度は、医療的ケア児者への支援を行う方の側の、事業者の現況を把握するための調査を行うにあたって、調査の内容や回答方法、回答を要する事業所の範囲などについて、御意見を伺いました。意見は記載のとおりで、それらを踏まえ、最終案を事務局で検討し、第2回の部会へ再度報告のうえ、現在調査を実施しているところでございます。

議題の2つ目が、令和元年度医療的ケア児者実態調査の結果についてです。調査結果をもとに、医療的ケア児者支援の施策を検討していくため、調査全般に関する御意見や、県、部会で取り組むべき課題等についての御意見を伺いました。主なものが2つございます。1つ目は災害に向けた対応について、2つ目はレスパイトを中心とした家族支援についての御意見でした。具体的な御意見は資料に記載のとおりです。今後の取組としまして、災害に向けた対応としましては、災害時要援護者支援制度といった防災施策については、実施主体が市町村であることから、災害時の支援の体制の整備について、各市町村の協議の場などで協議実践されるように働きかけて参りたいと考えております。

また、家族支援の充実といたしまして、市町村に配置するコーディネーター養成研修を継続して実施するとともに、令和3年度からはコーディネーター養成研修修了者向けのスキルアップ研修を新たに実施することで、人材育成を図り、コーディネーターや地域の協議の場である自立支援協議会を活用し、個別支援計画の策定について、まずは、災害時に特に支援が必要となる人工呼吸器使用児者等の有無から、取組のルールを協議

の場での課題とし、医療的ケア児等コーディネーターを通じて、関係機関との協力体制の構築を図っていただくよう、市町村に依頼して参りたいと考えております。

また、個人情報の提供の同意への解決策として、介護保険の分野で活用されているICTである電子連絡帳を障害部門にも活用している先進事例についての情報提供を行っていくこととしております。医療的ケア児支援部会の活動状況に関する説明は以上でございます。

高橋会長

新しく始まった、医療的ケア児に対する支援部会の取組状況を御報告いただきましたけれども、何か御意見や御質問はありませんでしょうか。

松下さんよろしく申し上げます。

松下委員

1点まず、確認をさせていただければと思いますが、昨年の医療的ケア児者実態調査を踏まえて、現在の社会資源調査が行われているのかと思いますが、前回の調査を踏まえて何か連動する項目があって、一定の調査の目的が達成できるような設計になっているのかどうかというところです。その結果、どんなことを抽出されたいというふうに思われているのかということが伺えればと思います。

それから災害時への対応ということが課題として挙がっているわけですが、東日本大震災から10年ですし、2年半ほど前の北海道胆振東部地震などでも、医療的ケアが必要な方たちの対応で、随分苦勞されているという情報が様々なSNS等に出ておりました。北海道の地震の時には小児等在宅医療連携拠点事業をされている事業所さんが、電源喪失をした際の対応とかで、様々な情報発信をされていますので、こういった事例が愛知県の中でも、有事の際の対応として考える材料になるのじゃないかと思っておりますので、必要な情報収集を可能であればぜひされたらどうかという御提案をしたいと思っております。

それから様々な社会資源マップを作成された時に、今ですとスマートフォンなど手元ですぐに見られるような形でホームページに掲載するとか、医療的ケアに限らず様々な障害に関する相談・福祉に関する情報がまとまったポータルサイトを、公的に用意できるとかそこまで進んでいくと、あちこちに探しに行かなくても済むと感じられていますので、将来的にですけれども、そのようなICT化、IT化というものを進めていこうというのであれば、様々な障害をお持ちの方たちにとって、使いやすいような形で広報をしていただけると良いのではないかなというふうに思います。

それから電子連絡帳のケースが事例として出ておりましたが、ドクターの皆さん方から積極的にこういったものがあるという話を私も伺ったことがありました。個人情報の話に今後の議論の是非があるかと思っておりますけれども、例えばそのマイナンバーなどがす

でに付与されている状況の中で、そういったものが愛知県だけの話ではありませんので、全国的な課題に対応するための仕組みとして考えられるのかどうか、そんなところを国と話をさせていただくとか、部会等や、或いは課内でお話の材料にさせていただくのもあるのではないかなと思います、これは意見として付かせて、終わりにしたいと思います。以上です。

障害福祉課医療療育支援室重症心身障害児者支援グループ大谷室長補佐

まず今年度実施の社会資源の現況調査についてなんですけれども、前年度行いました、御本人様等への調査にどんなふう結びつけてという、御質問がございましたが、前年度も実施しました調査の結果、やはり、何かあったときに緊急に使いたいというような緊急利用のできるようなレスパイト施設の不足であるとか、或いは災害に対応すべきことについて、あまり御準備ができていないことの御不安などが数多く寄せられております。

そうしたことから、社会資源につきまして、今現状で受け入れられている施設以外に、幅広くお取り組みいただけるような施設をあたっていくということを目的にしております、施設の種別を問わずすべてのサービスの障害児者施設を調査の対象とさせていただいております、相談機能の施設等除き、障害児者施設を網羅する形で調査をかせさせていただきます。

そして、現状実施していない場合でも、どんな工夫をしたら医療的ケア児者を受け入れていただけるのか、或いはその今後、配置等が難しいということであれば、どういうことが難しい原因となっているのか、現場で把握してみえるお考え等を収集するような調査にしております。

それから、医療機関等に向けた調査におきましては、先ほど、松下委員からの御指摘のあったとおり、北海道等の地震で停電等があった、そして在宅の分野でも連携でもって電源確保等の対応がうまくいったようなケースも承知しております。

そういったこともございまして、医療機関あてのアンケートの中では、医療的ケア児者を受け入れていない事業所であっても、お近くでそういった停電等が起きた場合に、近隣の医療的ケア児者が電源の確保を目的として例えばコンセントなどを貸していただけるか電源供給についてでも、御協力いただけるかどうか、こういったことも、アンケートの項目として、取り入れているところでございます。

ただ、情報収集につきまして、先ほど医療的ケア児や、さまざまな障害の方について、1ヶ所で、ワンストップで情報を見られるようなポータルサイト、こういった充実が求められるという御意見がございまして、やはりその医療的ケアに関する部分も多岐に分かれており、障害だけでなく、医療や保育、様々な分野のポータルサイトを一括して集めた情報の提供というものが望まれておるところでございます。

そうした対応につきまして、例えば今年度名古屋市の方で、そうした災害情報や障害

の情報や、お子様の医療に関する情報、これらを掌握しました情報サイトを一つ立ち上げるような計画があるように聞いておりました、こういったものも情報提供しながら、地域においてもこのような事業が展開されていくように、結びついていけたらいいというふうに考えております。

また、情報のICTの活用についてですけれども、医療的ケア児単独でICTの構築というのは、難しい状況でございまして、電子連絡帳、或いは、松下委員の御提案にあったような、地域を分けず活用できるようなマイナンバーを用いた仕組み、こういった情報連携等の取組について国へ意見を述べていくということの御意見がございましたので、今後、そうした新しい情報のICTの活用についても、部会を始め検討して参りたいと考えております。御意見ありがとうございました。

大石委員

事務局でほとんど答えていただいたのですが、補足させていただきます。

ICTの話ですけれども、電子連絡帳がなぜ使えないかといいますと、予算は介護保険の方から出ているのです。市町村の介護保険の担当課が予算を持ってそれをやっているということなので、市の中で介護保険に関わる高齢者だけしか使えないという現状が今までありました。ただ、一部の市町村については、障害者も使ってもいいということで、私の前任の野田先生のいらっしゃる瀬戸市、私のいる豊川市は障害で使っているふうになりました。ただそれはごく一部の市町だけです。

それで旧コロニー、今の愛知県医療療育総合センターは4月から、電子連絡帳から派生しましたココノートという、障害者を中心として御家族の方も入っていただけるようなICT、ほとんど電子連絡帳と同じで、電子連絡帳と同じように、名大とI I JというNTT系の企業が作って構築したものですけれども、それについては障害者の方も利用できるというふうになっています。4月から動き始めようと今準備をし、一部の地域ではもう増えているんですけれども、そういったものも使えていくのだろうということで、今回その普及をしていきたいというふうに考えております。以上です。

高橋会長

それでは次に移らせていただきたいと思います。

議題の2になります。あいち障害者福祉プランの策定についてです。

本会議では、あいち障害者福祉プランのうち、主に第6期障害福祉計画及び、第2期障害児福祉計画に関する部分についてお伺いをしたいと考えております。

もちろん、障害者計画に関わる部分についても御意見いただいても構いませんけれども。少し補足しますと、障害福祉計画及び障害児福祉計画については障害者総合支援法に基づき自立支援協議会の意見を聞くよう務めなければいけないということになっています。そのため、これら2つの計画部分については、この協議会にある種責任がある

ものですから、そこを中心にお聞きしたいと、最初に事務局の方から発言があったかと思えます。お含みください。

それでは、事務局の方からまず簡単に説明をよろしく願いいたします。

議題

(2) あいち障害者福祉プラン 2021-2026（仮称）の策定について

障害福祉課地域生活支援グループ加藤課長補佐

議題2のあいち障害者福祉プラン 2021-2026について時間の関係もありますので、簡潔に説明をさせていただきます。

委員の皆様方には何度か資料提供させていただいておりますが、口頭での説明は初めてとなりますので、重ねての説明となる部分もありますが、御了承いただきたいと思えます。

では、お手元の別冊資料1、あいち障害者福祉プラン 2021-2026の概要を御覧いただければと思います。

本県では、あいち健康福祉ビジョン 2020を第3期障害者計画と位置付け、障害福祉計画とは別に策定して参りましたが、今回障害者計画と障害福祉計画の策定期間が重なったことを契機に、本県の障害者施策の進むべき方向を示す羅針盤として、より実効性の高い総合的な計画とするため、第4期障害者計画と第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を一体的に策定することといたしました。

第2章のプランの基本的な考え方は、原則として障害福祉計画を踏襲しています。3ページの方を御覧いただきまして、第4章の2、施策体系図を御覧ください。

国の障害者基本計画に準じて、9の施策分野を体系化し、4ページ以降の第5章において、それぞれの施策分野ごとに基本的な方向を記載しています。第5章は障害者計画に該当する部分となります。2ページの方をお開きいただきまして、第6章以降が、障害福祉計画に該当する部分となります。前期計画の考え方を踏襲し、原則として国の基本指針に則して成果目標を設定しております。また、11ページの方を御覧いただきまして、第7ではサービス等の見込み量とその確保策について記載をしています。なお、13ページでは、社会情勢を踏まえた新たな項目として、新型コロナウイルス感染症への対応を記載しております。また、14ページの方を御覧いただきまして、第8章では、このプランのPDCAサイクルを確立するための指標として、新たに目標一覧を記載させていただきます。

以上が、あいち障害者福祉プラン 2021-2026の概要となります。

詳細につきましてはお手数ですが、別冊資料2の本冊の方で御確認いただけますようお願いいたします。

続きまして、先に行われましたパブリックコメントを受けての修正点について説明を

させていただきます。A3の方の資料の6ページの方、資料4-1をお開きください。

パブリックコメントでいただいた御意見や、11月に行った県政世論調査の結果を踏まえまして、補助犬やバリアフリー、ヘルプマークについて記載しています。また、続く7ページにかけて、虐待対応の強化や、障害者差別解消法に関する追記をしております。

続いて9ページをお開き下さい。障害福祉計画に係る部分について説明いたします。

第6章では、令和3年度当初予算の計上に伴う追記としまして、一般就労推進アドバイザーの配置や、地域生活体験事業に係る出前講座の実施、医療的ケア児等コーディネーターに対するフォローアップ研修の開催を記載しました。

このうち、一般就労推進アドバイザーと地域生活体験事業に関しましては、参考資料の3ページに事業の概要を記載しておりますので、後ほど御確認いただきますようお願いいたします。

資料9ページにお戻りいただきまして、第7章では、新型コロナウイルス感染症を受けて、研修のオンライン化の方向性を記載するとともに、10ページでは、施設職員に対するPCR検査の実施や、同居家族が感染した場合の対応について、記載しております。

資料11ページの資料4-2では、パブリックコメントでいただきました22名・93件の御意見の概要とともに、県の考え方を記載しています。すでに計画で記載されていた御意見もございますが、計画に反映した部分もございしますので、後ほど資料4-1と合わせて御確認いただければと思います。

大変簡単ではございますが、あいち障害者福祉プラン2021-2026について説明させていただきます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

高橋会長

ありがとうございました。これから少しご意見をいただきたいと思いますが、先ほど示しましたけども、障害者計画と福祉計画をもう1回簡単に整理をしたいと思いません。

障害者計画というのは、障害者政策の基本となっている障害者基本法に基づくもので、障害のある方々への支援に関するあらゆる領域を包含した総合政策ということになります。

このことについては、障害者施策審議会に意見を聞かなくてはならないことになっています。そして申し上げましたけども、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、基本法の基にある障害者総合支援法と児童福祉法に基づく福祉施策に関した計画ということになります。障害者計画は5年ごとに立てるのに対して、福祉計画は3年ごとに立てることになっています。

そして障害福祉計画は、主として成人に関する計画で、障害児福祉計画は子供に関する

る計画であり、これら2つの福祉計画については、私どもの自立支援協議会の委員会を聞くよう努めなければいけないということになっております。

そういうことを改めて頭に置いていただいて、様々なご意見をいただければと思っております。

岡田委員

別冊資料の62ページのところの、愛知県医療療育総合センターのところの文章があるのですが、その中でセンターは中央病院発達障害研究所、療育支援センターを有するというふうに書いてあります。

それで、発達障害者の支援の187ページを見ていただきたいのですが、そのところに、発達障害者支援センターは、愛知県医療療育総合センターに設置したというふうに書いてあるのですが、62ページのところには、あいち発達障害者支援センターの設置はここに入っていないのですが、これは医療療育支援センターの中にあるから、その発達障害者支援センターはここに記載されないのでしょうか。

ぜひここにも発達障害者支援センターが、愛知県医療療育総合センターにあるということを示していただけたらと思います。

あいち発達障害者支援センターは、コロニーに1つだけですので、ぜひここに記載していただきたいと思うのですが、そのことをお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

障害福祉課地域生活支援グループ加藤課長補佐

62ページのところに、あいち発達障害者支援センターの設置が入っていない理由では、岡田委員がおっしゃられましたとおり、療育支援センターの中に入っているというような考え方がございますが、今の御意見をもち帰らせていただきまして、担当する部署と記載について相談させていただきたいと思っております。

御意見ありがとうございました。

松下委員

中身の詳細についてはなく、条文のところになるかと思いますが、別冊資料1の概要、2ページ一番下のあたりに、SDGsの記載が書いてあります。

昨今各市町村の障害福祉計画や障害児福祉計画でもSDGsが取り上げられてきています。誰一人取り残さない持続可能な開発目標にした、2030年の目標年限となっていますが、10年を切りましたけれども、このことについて、私たち業界の中でも、そこまで熟知をしている者がさほどいない状況です。本会としてもSDGsを普及することができる人材を、所定の団体の育成事業に派遣をして、協会として研修ができる体制を整えてきています。愛知県として、この誰一人取り残さないという理念のもと、それは

イコール権利擁護や障害者差別解消法にも繋がってくるのかと思いますし、ひいては地域共生社会に繋がることかと思うんですが、どのような思いでこのSDGsを捉えていて、障害福祉についてはそのうちの何を担っていこうとされていますか。翻って、私達関係者団体に、ここにどのような協力ができるのでしょうか。言ってみれば、地域共生社会を障害福祉の分野から捉えるのではなく、県民全体の社会問題、生活問題として捉えてもらえるような、普及啓発が必要になってくるんだらうと思いますので、障害福祉のこのあいち障害者福祉プランだけの話ではなくなるのではないかなと捉えています。

このあたりの、全体的なその方向性としてこれを取り入れたというところを、今一度確認させていただいて何か御協力できればというふうに考えていますので、お尋ねをさせていただきます。以上です。

障害福祉課社会参加推進グループ平野課長補佐

SDGsの視点をどのように捉えているかという御質問だと思います。プランにつきましては、別冊資料2の方の10ページを御覧ください。

こちらにSDGsを踏まえた計画の推進ということで、先ほど、委員の方からもご指摘がありましたように、SDGsは、誰一人も取り残さないを合言葉に、2030年を目標として、貧困削減、格差の是正、環境保護等、多岐にわたり17のゴール169のターゲットから構成された目標でございます。

愛知県につきましては、2016年7月に内閣府よりSDGs未来都市に選定をされまして、県の方でSDGs未来都市計画を策定しております。

こういうこともございまして、個別計画を作る際にはSDGsの視点を盛り込むということで、今回のプランにつきましても、SDGsのゴールのうち、3、4、8、10、11を意識して取組を進めていこうということで、記載をしているところでございます。

また将来展望ということで、同じ資料の第4章34ページになりますけれども、2040年を展望した、愛知県の障害福祉の目指すべき姿というところでございますが、こちらの方の一番下にありますけれども、行政だけではなくて、企業、NPO地域住民など地域のあらゆる関係者を共同して、お互いの特性を理解し支え、誰一人取り残さない社会を作っていきますというところで、全体の展望としましてSDGsの視点を入れさせていただいたところでございます。個別の取組につきましては、やはりSDGsの誰一人取り残さないというところでは、権利擁護が重要になってくると考えておりまして、個別計画の方の個別の取組のところ、権利擁護を書いたところは50ページからになりますけれども、その中の53ページのところからが、計画期間の取組ということで書かせていただいております。権利擁護につきましては、当事者の皆様の参画というところを重視して考えていきたいと思っております。研修について当事者の参画による開催を推進していくなどを、盛り込んだところでございます。以上です。

松下委員

2040年というよりも、SDGsの目標が2030年ですので、そこまで何を達成するのかということをしかりと位置付けていただけるといいと思っています。ややもすると、ただこれを盛り込んでありますということが目的になってしまいがちです。これを実現するのは障害福祉で個別の事案を解決することではなく、社会システム全体が持続可能な形として、きちんとこの先に続いてくための目標であり、県全体というよりも日本全体の問題であり、世界全体の問題でもあります。もう少し皆さんでしっかりと掘り下げて御検討いただいて、我々も勉強する必要がありますけれども、一緒になって解決をし、目標達成に導いていけるといいと思いますので、よろしく願いをいたします。

神野委員

雇用・就業、経済的自立の支援の面から、少し意見の方を述べたいと思います。別冊資料2の66ページ、こちらの上から丸二つ目に、本県では国と一体となつてということで、私ども国と愛知県さんとで、愛知障害者雇用総合サポートデスクというものを運営しております。障害のある方を、関係機関と連携しながら、職場実習からまず始めて、サポートを行うということをやっております。この実習はもうかなり成果を上げてきて少しずつ数字も上がってきております。おかげさまで障害者の雇用率、実は愛知県は全国46位という不名誉な位置付けだったのですが、少し44位まで上がったということがございます。

愛知県でも取組等をかなりやられていただいております。それでお願いなのですがこの次のページの67ページの3の網掛けの部分ですが、県の知事部局や教育委員会等において、障害者活躍推進計画と立派なものを作っていただいております。ペーパーにしてみますとA4裏表1枚で済むと思うのですが、この計画が推進するということで盛り込まれておりますが、この冊子の中には、それらも、どういう計画でどういう取組をするのか、何を指すのかということが盛り込まれておりませんので、可能であればどこかに掲載をしていただけないかなというお願いがございます。

それから、99ページ、こちらに当局で調査しております民間の企業になりますが雇用状況の方を御提供させていただいておりますが、2020年6月1日現在の新しいものも出ておりますので、後ほどデータの方は御提供させていただきたいと思います。以上でございます。

高橋会長

障害者活躍推進計画についての内容を少し記載してはどうかということですが、この件についていかがでしょうか。

障害福祉課社会参加推進グループ平野課長補佐

67 ページの障害者活躍推進計画の概要を載せてはどうかという御意見ですが、作成をしております部局等と、調整をさせていただいて、検討させていただきたいと思いません。

補足になるのですが、先ほどSDGsの御意見をいただいた時に、具体的な目標をとということでしたが、障害者の活躍促進ということで、民間企業における障害者の雇用数をSDGsの計画の目標として、推進しているところがございますので、追加でお伝えさせていただきます。

推進計画につきましては県の職員等の雇用等に係る計画になりますので、関係部局等と調整をして検討させていただきたいと思えます。以上でございます。

高橋会長

用語説明のところに入れるのが一つかなと思っておりますが、検討ください。

他にありませんでしょうか。

では、手嶋委員よろしくお願ひします。

手嶋委員

労働局のお話がありましたので、それに関連づけて少し御質問したいと思っております。

御説明いただいた資料の6章の84ページのところ、福祉施設入所者の地域生活への移行の経済的な自立支援、この一般就労推進アドバイザーを配置してというこの部分をちょっと重ねて御質問したいと思えます。確か私の曖昧な記憶ですけども、労働局さんの方で、これを例示した目標に対して、障害者就労アドバイザーというふうな名前の担当者がいたり、あと精神障害者雇用トータルサポーターって言ったかな、そのようなお役目の推進を主にやったださる専門職の方がいらっしゃると思うんですけども、これ今回は、一般就労推進アドバイザーというのを配置するということで、それぞれがどんなお役目で、どのように連携をするのかというところを、先ほど御指摘ありましたように、障害者活躍推進計画の障害者雇用促進の枠の中で、少しわかりやすく説明いただけると、私どもも理解しやすいのかなというふうに思いました。以上です。

障害福祉課地域生活支援グループ加藤課長補佐

今回配置を考えております一般就労推進アドバイザーにつきましては、福祉施設からの一般就労への移行をされている方々について分析や支援等を、分析させていただいて、それを今後の事業所における支援につなげていくために配置するものでございます。委員が御発言されたとおり、ハローワーク等に置かれている一般就労のアドバイザーさんとかと、名前の混同とかもあるかと思えますので、計画の方に明記をさせていただける

ように少し検討させていただきたいと思います。

木本委員

やはり障害当事者の活躍ということがいくつか挙げられていたと思います。

このピアサポーターのことが書かれているのと、総合支援法の見直しでピアサポーターがいろいろ活躍できる仕組みができてきているのでとても嬉しいのですが、精神障害者の方々だけではなく、身体障害、知的障害の方々でもピアカウンセリングやピアサポーターと同じ位置づけで活躍していけると思うのですが、ピアサポーターを県としてはどういう位置づけをして来年度以降も障害支援法の中でもどうか確認してもらるか、どうお考えかを伺わせてください。

高橋会長

これは、現在のピアサポーターについてですか。

木本委員

今後です。就労Bとか、居宅の方でもピアサポーターが働いている状況もでてきているので、どういうふうにするのか、誰を対象にするのか。まだ直ぐにできないと思いますが、見通しだけでも教えてください。

高橋会長

ピアサポーターというのは、身体障害の方のピアサポーターですか。

木本委員

全部です。

障害福祉課地域生活支援グループ加藤課長補佐

今、木本委員が言われたのはおそらく来年度の報酬改定のところで取り上げられた、ピアサポート体制加算に関わる部分であるかと思います。こちらの方は、国の方からピアサポーター養成研修の方のマニュアル等は出ております。ただ、身体、知的、精神、発達障害、様々な障害種別の方々に、どのようにやっていくかというようなことを現在、国の方で検討されているということを聞いております。そういった国の動向も踏まえまして、県としてピアサポート研修の実施主体というふうになっておりますので、今後、考えて参りたいと思います。

ただ、このピアサポート体制加算も経過措置が令和5年度までということになっておりますので、また少しお時間をいただきまして、より良い研修の仕組みでありますとか、活躍の仕組み等を考えて参りたいと思います。御意見どうもありがとうございました。

中住委員

ピアサポートの件ですが、ピアサポート体制加算に関係してくると考えますが、精神障害に関して、2年ぐらい前から、愛知県精神保健福祉センターが精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの一環として、ピアサポーター養成研修を行っています。私ども、愛知県精神保健福祉士協会は、愛知県から委託を受け、養成研修を受講したピアサポーターの皆さんと一緒に精神科病院に赴き、入院している方や医療スタッフに対し体験談プログラムを通して、精神障害者の地域移行・地域定着を支援しています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の関係で、この事業を実施することができませんでしたが、令和3年度は、オンライン実施も検討しながら、この事業を実施していきたいと考えています。

高橋会長

精神領域のサポーターについて、実施状況を御紹介いただきましてありがとうございました。他にも御意見がいろいろあるかもしれませんが、随分時間が過ぎておりますので、その辺で終わらせていただきたいと思います。他に御意見がある方はまた前に申しあげましたけれども、事務局に、文章などで御意見お寄せいただければと思います。

いろいろ御意見ありがとうございました。

それでは、報告事項に移らせていただきたいと思います。

報告事項、まず事務局から2件まとめて、順番に説明をしていただきます。そのあとで、御質問等をまとめてお伺いしますので、よろしくをお願いします。

報告事項

(1) 障害者相談支援アドバイザー会議の活動状況について

障害福祉課地域生活支援グループ加藤課長補佐

報告事項1の障害者相談支援アドバイザー会議の活動状況について説明をさせていただきます。A3の資料の19ページの資料5を御覧ください。

障害者相談支援アドバイザー会議は、例年3回の開催でございますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、1回は開催中止、1回は情報提供のみとさせていただき、1回のみで開催となっております。その中で、第5期計画において目標とし、3月までに各市町村において整備予定であった地域生活支援拠点の整備状況について共有をいたしました。

地域アドバイザーからは、コロナの影響により各市町村においても自立支援協議会等の開催が難しい状況により、整備予定がずれこむ市町村があるとの報告がありました。

また面的整備における機能の拡充に向けた意見や、重層的支援体制整備事業の運営に係る意見もありました。来年度以降も引き続き現状把握に努めるとともに、第6期障害福祉計画で成果目標とされた地域生活支援拠点の運用状況の検証、検討についても、情報収集に努めたいと考えております。また、コロナの影響につきましても情報交換を行いましたところ、Zoom を活用した会議など、オンラインの活用が進んだ実態も確認できました。

来年度につきましては、地域移行がなかなか難しい状況が続いておりますけれども、施設訪問の難しい中でもフォローアップ調査等行いまして具体的な支援を検討して参りたいと考えております。地域アドバイザー会議につきましてはの説明は以上で終わらせていただきます。

報告事項

(2) 精神障害者の地域移行支援について

医務課こころの健康推進室精神保健グループ三宅室長補佐

私からは報告事項としまして精神障害者の地域移行について、A3の20ページ目の資料6を御覧ください。

当室は、精神障害のある方の地域移行の事業としまして、資料の1にあります保健、医療福祉関係者による協議の場、2の地域移行支援に係る研修、それと3、4でございますがピアサポーターの養成等に取り組んでおります。

まず1、保健医療福祉関係者による協議の場としまして、愛知県精神障害者地域移行地域定着推進協議会を開催しております。今年度につきましては、書面会議とさせていただきます、議題につきましては、愛知県と市町村における地域移行の取組のほか、あとピアサポーターの活動についてとしております。

次に2番の地域移行支援に係る研修でございます。

愛知県精神保健福祉センターにおきまして、医療と福祉の連携等を図ることを目的とした研修を実施いたしました。

3月5日にWEBによる開催をいたしまして、内容につきましては資料のとおりでございます。参加者は保健所担当者をはじめ、96名の御参加をいただいております。

次に3、ピアサポーター活動等による地域移行支援事業でございます。医療機関においてピアサポーターの方によるプログラムを行っております、先ほどございましたが、愛知県精神保健福祉士協会に委託をして実施しております。本事業の実績でございますが、資料の右側を御覧いただきますと、昨年度の実績は資料のとおりでございますが、括弧内にはさらに1年前の実績がございますが、実績の件数が減少しております。

コロナの影響によりまして医療機関での実施が困難な状況になったことによるものでございまして、今年度も精神保健福祉士協会におきまして、事業の実施の準備をいた

だいておりましたが、緊急事態宣言等の発令によりまして、医療機関での実施が困難な状況となっております。

最後に4、ピアサポーターの養成でございます。今年度も、2月1日にピアサポーター養成研修をウェブで開催をいたしました。研修を受講された当事者の方のうち、希望者の方につきましてサポーター名簿に登録いただきまして、2月末時点で87名御登録をいただいております。

以上で報告を終わらせていただきますが、コロナの影響によりまして、例年のような取組がなかなか難しい状況がございましたが、様々な工夫をしながら引き続き取り組んで参りたいと思っております。以上でございます。

高橋会長

続きまして、最初に御挨拶のところでも申し上げましたけれども、現在、コロナ禍にあります。皆さんも御心配だと思いますので、この件について意見交換を少ししていけたらと思っております。

最初に事務局より愛知県における、障害児者の感染状況と対応等について説明をさせていただきます。それを受けて、皆様から御質問や御意見をいただければと思います。短い時間ですが、県における今後の対応に役立ててもらえるものと思います。忌憚のない御意見や御質問、御提案をお願いできればと思います。

それでは事務局から説明をお願いします。

障害福祉課渡辺担当課長

新型コロナウイルスの感染症の発生対応状況等でございます。初めに障害児者の発生状況でございますが、令和3年2月末現在で、障害福祉サービス事業を利用している方の発生状況ということでございますがこれが228人であります。こちらにつきましては精神科病院等医療のみ使われている方は入っておりません。また、事業所等で働かれている職員の方が191人ということであります。こちらにつきまして他県との比較ではあります。他県等での数字の情報を持っておりませんものですから、なかなか比較は難しい状況でございます。愛知県の高齢者施設の利用者につきましては1120人ということがありますので、障害の施設に比べまして高齢者施設はやはり発生状況が多いという状況でございます。

次に介護者、親御さんが多いかなと思うのですが、介護者が感染して入院などして、在宅で対応できないと、その場合の対応についての実績の有無でございますが、県の方で把握している事例としては、ございません。ただ一部、県所管でないところでそういう事案があるということではありますが、結果としましては、相談支援事業所とか、すでに使われているサービス事業所の方との調整で対応ができたというふうに聞いております。

県としましては、こういう介護者がコロナで入院して、不在となった場合の在宅の障害者の対応ということで、愛知県知的障害者福祉協会さんの方に委託という形をお願いしておりまして、市町村と連携も図りまして調整の上、どうしても対応できない場合につきましては、県の知的障害者福祉協会が指定する5つほどございますが、ショートステイ、グループホームに入所できるような体制の方を構築しているところでございます。幸いこちらのところで対応したという実績がございませんが、今後の発生状況を踏まえてこういう体制を構築しているところでございます。

次にワクチンの接種の関係でございます。

こちらにつきましては本来であれば、県の感染症対策課ワクチン接種体制整備室という組織がございますので、こちらの方の担当からお話させていただくことが一番いいかなというところでございますが、本日出席は難しいということで、私の方でわかる範囲で説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種につきましては、今年の前半までにすべての国民に提供できる数量を確保することを目指すという前提ですべての国民の方に提供できる数字を確保するというのがまず前提としてございます。

接種の実施体制としましては、特定の新型コロナウイルス特定の接種の枠組みではなくて、予防接種法の臨時接種の特例として、住民への接種を優先する考え方に立って、簡素かつ効率的な接種体制を構築するという形になっておりまして、接種につきましては国の指示のもと、都道府県の協力によりまして、市町村において実施することとなります。

従いまして最終的には市町村が、その市町村の社会資源、医療体制の状況を踏まえて実施するということとなります。

現在、新聞等でも報道されていますが、当面確保できるワクチンの量に限りがございます。運営の見通しが立ちにくい中ではございますが、ワクチンの供給も順次行われる見通しということで、接種目的に照らして優先順位が定められております。

まず一番としましては、医療従事者への接種でありますね。こちらが先月2月から始まったかと思っておりますが、次いで65歳以上の高齢者、その次に3番目として、高齢者以外で基礎疾患を有するもの及び、高齢者施設等の従事者への接種をできるようにすると、そういう順番でございます。高齢者施設等ということになっておりましてこの等の中に、障害のグループホーム、支援施設が入ります。あと生活保護の救護施設なども入るところでございます。その後それ以外のものに対しまして、ワクチンの供給量は地域の実情等を踏まえ、順次接種できるようにするという位置付けで今進められているところでございます。先ほど申し上げたとおり、実施主体が市町村となるわけですが、ワクチンがいつどのくらいの確保できるかという情報が、市町村の方も、不足している状況でございます。

十分なワクチンが確保できるということであれば、市町村としても優先順位にかかわ

らず、順次ワクチンの接種をしていきたいという考え方を持っております。

現在、月2回程度Web形式であります。すべての市町村とワクチン接種体制整備室の方で、定期的な接種連絡協議会の方が開催されております。会議自体は非公開でございますが、ここ中で検討も進めて、順次ワクチン接種の方が進んでいるという状況でございます。

こちらにつきましては、2月25日付でございますが、県の知的障害者福祉協会の方から、県知事宛に、ワクチンの障害者施設等への接種についてということで、要望書の方が出されております。要望書の内容としましては接種順位につきまして、障害者支援施設の従業者につきましては最優先でお願いしたいということ、あと、すべての入所者が、一斉接種できますようお願いをしたいということと、あと、施設内での集団接種をお願いしたいという内容でございます。こちらにつきましては、県のワクチン接種体制整備室の方にお渡ししまして、検討していただくということをお願いしております。

あと最後に16歳未満の方は、接種対象外と報道されております。16歳未満の障害児、基礎疾患のある人は、接種が可能になるのかというお尋ねでございますが、16歳未満の児童につきましては、臨床の試験を国の方では行っていません。そういう状況でありますので、安全性が担保されていないということで、基礎疾患を主に問わず、一律接種の対象外となっております。今のワクチンはもう製造している会社の方で、臨床試験の方を進められているというふうな報道もされておりますので、今後ある時点で接種が可能となる状況も出てくるのかなと思うわけでございますが、今現在は接種の対象外となっております。私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

高橋会長

以上3点、介護者が感染した時の対応とその実績、障害児者の感染状況、そしてワクチンの接種計画について説明をしていただきました。

この件について、御意見や御要望等がありましたらお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

岡田委員

先ほど、障害福祉サービス利用者228名が罹患したという御紹介があったのですが、かねてから私たちが、発達障害、自閉症を持っていて、入院治療になかなかそぐわない方々の対応をお願いしていたのですが、この方々はすべて医療機関にかかって、完治されたということでよろしいのでしょうか。今後も心配なのでお聞きします。

それと、228名というのは、すべて成人の方があったのかそれもお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

障害福祉課渡辺担当課長

228 人につきましては、障害児と障害者が混在しております。今もって集計の方で、何人が児というのがちょっと申し上げられませんが、延べ 228 人ということで御理解いただきたいと思います。お尋ねのありました発達障害ということでありますと、私ども先ほど申し上げた数字は、障害福祉サービス事業所の方からの報告の件数でありますので、発達障害の方も、何名かお見えになろうかと思うのですが、例えば生活介護とか、B 型事業所とか、そういうところに通われている方がコロナに陽性になった場合の数ということでありますので、医療機関のみ使われて、うちサービスを使われてないというところになると、障害福祉課の方で補足はできていないというのが現状でございます。以上です。

障害福祉課加藤課長

先ほどの岡田委員の質問にかかる部分で、自閉症・発達障害の特性も理解した治療が必要だということで、愛知県の方で感染者の入院調整を行います調整本部がありますけれども、そちらの方に発達障害の専門の医師の方に入っていただきまして、アドバイスをするというので、もうすでに運用されております。そういったところで、個別の対応につきまして支援ができる体制ができているということ、また報告をさせていただきたいと思います。以上です。

高橋会長

ありがとうございました。

これで終わらせていただきます。本日の議事はすべて終了させていただきます。

初めてのWEB協議会でしたけれども、皆様の御協力があつて無事に終えることができほっとしております。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、愛知県障害者自立支援協議会を終わらせていただきます。この後、司会を事務局にお返しいたします。

障害福祉課渡辺担当課長

高橋会長、議事の取り回し、ありがとうございました。

委員の皆様方には長時間にわたり熱心なご協議をいただき、ありがとうございました。

今回の議事録につきましては、後日、委員の皆様方に送付させていただきます。御確認いただきました後に、ホームページに掲載させていただく予定ですので御了解いただけますようお願いいたします。

以上をもちまして、2020年度第2回愛知県障害者自立支援協議会を閉会いたします。どうも、ありがとうございました。